

農業者年金がさらに便利になります！

～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

保険料は、月額2万円から6万7千円の間で千円単位で自由に選択でき、随時見直すこともできます。さらに、若い農業者が農業者年金に加入しやすくするため制度が改正され、令和4年1月より、35歳未満で国庫補助を受けられない方（右図の説明区分1～区分5に該当しない方）は、月額1万円から6万7千円の間で千円単位で保険料を選択できます。

毎年、年度末時点の保険料及び運用収入の額等の積立状況をお知らせしますので、ご自身が希望される年金額を目指して、保険料を柔軟に積み立てることができます。

区分	必要な要件
1	認定農業者で青色申告者
2	認定就農者で青色申告者
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者
4	認定農業または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者

■通常加入した場合の農業者年金の支給額（年額）の資産

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	57万円	48万円	1,233万円	1,304万円
		2万円	960万円	76万円	64万円	1,624万円	1,717万円
30歳	30年	1万円	660万円	45万円	38万円	960万円	1,015万円
		2万円	720万円	50万円	42万円	1,078万円	1,139万円
40歳	20年	2万円	480万円	30万円	25万円	638万円	674万円

※上のケースは、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.25%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和3年度は、0.25%です。（各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致しておりません。）

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は月額2万円で加入した場合です。

【お問い合わせ先】 金融課 TEL.0476(22)6715

成田市農業委員会事務局 TEL.0476(20)1573 Eメール. nogyo@citynarita.chiba.jp

酒々井町農業委員会事務局 TEL.043(496)1171 内線351